

農林物資規格調査会農林産部会議事録

1 日 時 平成11年3月24日(水)14:00~16:30

2 場 所 農林水産省第1特別会議室

3 出席者

[委 員]矢野会長、馬場会長代理、有馬部会長、青山委員、谷本委員、三井所委員、神谷専門委員

[事務局]福島局長、西藤審議官、吉村品質課長、大西食品表示対策室長、小島品質課総括課長補佐、井坂上席規格専門官、安永品質課課長補佐他

4 議事内容

(1)開 会

○事務局 本日は、農林物資規格調査会農林産部会の開催のために御参集いただきまして、ありがとうございます。

○事務局 本日は、伊地知委員、河村委員が所用のため、御欠席でございます。

したがいまして、本日は総数6名の委員が出席されておりますので、過半数を超えております。農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律施行規則第11条の規定に基づき会議は成立いたします。

(2)配付資料の確認

○事務局 ここで、本日、配付しております資料の確認をさせていただきます。

○事務局 本日の配付資料の確認をさせていただきます。

配付資料は議事次第、委員名簿、「構造用合板等の日本農林規格の改正について」という2枚の紙、「新旧対照表の改正案」、資料1、2、3、4と、資料5に「特定JAS規格等設定調査事業報告書」を配っております。それに、参考資料「規格改正に係る品目の需給動向」、それから、報告ということで、「JAS702の見直しについて」が配られております。それから、「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について」というものと、冊子になっております国会提出用の資料がございます。

以上、御確認ください。——よろしいでしょうか。

(3)食品流通局長あいさつ

○事務局 ここで、本日の農林産部会の開催に当たりまして、食品流通局長から一言ごあいさつを申し上げます。

○福島食品流通局長 食品流通局長の福島でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず農林物資規格調査会に御出席いただきまして、心から御礼を申し上げます。また、常日ごろよりJAS制度の運営につきまして御指導、御鞭撻を賜っておりますことを、この場をおかりして感謝申し上げます。

JAS制度の見直し方向につきましては、本JAS調査会に設置いたしました基本問題調査会におきまして、昨年10月に最終取りまとめが行われたところであります。これを受けまして、去る3月9日に、この取りまとめを踏まえました農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案が閣議決定され、今通常国会に提出されたところであります。

最後の資料にございますように、食品表示の対象を一般消費者向けのすべての飲食料品とすること、またその中で生鮮食料品につきまして原産地表示を行う、あるいは加工食品につきまして原材料表示等を行うなどの内容と、また有機食品につきましても第三者認定制度を含めました表示の適正化、さらにはJAS規格につきましての規制緩和等を内容としております。今後、今国会での成立に向けて一層努力してまいりたいと考えております。

合板等のJAS規格でございますが、針葉樹合板への対応、仕様規定の緩和等が国内外から強く要請されております。農林水産省といたしましては、これらを踏まえまして、その内容の見直しを積極的に進めてまいりたいと考えております。

本日御審議いただきますのは構造用合板、普通合板、コンクリート型枠用合板及び構造用単板積層材の規格でございます。これらにつきまして、針葉樹への対応、性能規定化等の観点から一部改正を行う案を提出させていただいております。

委員の皆様方におかれましては、よりよい規格作成に向けまして十分御審議いただきますようお願い申し上げまして、私のごあいさつといたします。よろしくお願ひいたします。

(4)諮 問

○事務局 ここで、農林水産大臣から農林物資規格調査会あて諮問いたしました事項について朗読させていただきます。

11食流第612号
平成11年3月19日

会長 矢野 俊正 殿

農林水産大臣 中川昭一

日本農林規格の改正について(諮詢)

下記の日本農林規格の改正を行う必要があるので、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)第9条において準用する第7条第4項の規定に基づき、貴調査会の意見を求める。

記

1. 構造用合板の日本農林規格
2. 普通合板の日本農林規格
3. コンクリート型枠用合板の日本農林規格
4. 構造用単板積層材の日本農林規格

以上でございます。

(5)部会長あいさつ

○事務局 農林物資規格調査会運営規定第4条の規定により、有馬農林産部会長に議長をお願いして議事を進めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 有馬でございます。この農林産部会の議長ということでございますが、はなはだふなれでございますので、ひとつ御協力のほど、よろしくお願ひ申し上げます。

御承知のとおり、農林物資の中で特に林産物については、建築基準法の改正が国内問題としては大きな問題としてございます。国際的な問題としても、前々からいろんな点で議論の多く出るところでございます。それから、御承知のとおり、林産物資というのは環境保全、資源の循環ということからも、いろいろと問題にされることが多くなってまいりました。

そういう点で、きょう今回の四つの改正について御審議いただくわけでございますが、ひとつ忌憚のない御意見をちょうだいいたしたいと思っております。ひとつよろしくお願ひ申し上げます。

(6)議事録署名人の指名

○議長 審議に入ります前に、農林物資規格調査会運営規定第8条により、本日の会議の議事録署名人として、青山委員と谷本委員にお願いしたいと思っております。よろしくお願ひ申し上げます。

(7)構造用合板の日本農林規格の改正について

○議長 議事次第に従いまして、構造用合板の日本農林規格の改正についての原案について、事務局より説明をお願い申し上げたいと思います。

○事務局 それでは、構造用合板の日本農林規格の改正について、事務局案を御説明いたします。着席して説明させていただきます。

資料につきましては、「構造用合板等の日本農林規格の改正について」と、下の方に添付してございます参考資料と、資料1に基づきまして御説明いたします。

最初に、「構造用合板等の日本農林規格の改正について」を見ていただきます。今日御審議いただきます四つの規格の改正全般にわたる背景を説明いたしまして、次に、改正案の概要として構造用合板、普通合板、型枠合板、構造用単板積層材とございますが、とりあえず、全体の背景と構造用合板についての規格改正案までについて御説明させていただきます。

まず、今回の改正の背景でございます。近年の合板等の市場をめぐる状況ということですが、輸入合板の増加に伴います国際化の進展あるいは熱帯産の広葉樹の枯渇、いわゆるラワン材でございますけれども、こういう資源の枯渇ということを踏まえまして、針葉樹への資源転換が進んでおるということと、建築基準の性能規定化等々の情勢の急激な変化が見られるところでございます。

参考資料を見て下さい。普通合板とは表面の加工が何もしていない合板を総称しておりますが、この中には構造用としては、使われない普通の合板、それから構造用合板、コンクリート型枠用合板なども含むわけでございますが、これの需給動向について御説明いたします。

これにつきましては、表-1を見ていただきますとおわかりになると思います。国内生産量は平成3年、平成8年の数字を見ていきますとわかりますように、平成8年を5年前から比べますと、約3分の2まで減少しております。

それから、一番右にございます輸入品のシェアでございますが、平成3年に31.8%であったものが平成9年に55.8%ということでございまして、製品の輸入が極めて多くなっているという状況になってございます。

それから、熱帯産の広葉樹から針葉樹への原料転換ということでございます。国内生産量、輸入量ともに平成5年、平成9年を比べますと、200%を超えるということで、2倍強という生産が見られるわけでございます。広葉樹から針葉樹への移行が進んでいるという現象がございます。

それから、合板の厚さで見ますと、表-3にございますが、以前は3mm未満の合板が非常に多かったわけですが、最近は住宅の下地あるいは構造用に使われるという例が多くなってございまして、12mm以上の厚

物と言われる合板の量が非常にふえてきております。合板については、このような状況がございます。

それから、本日最後に御審議いただく単板積層材、いわゆるLVLという材料でございます。これにつきましては、国内生産量はほぼ横ばいでございますが、輸入量がふえてございます。特に針葉樹のLVLの輸入量は平成4年の7,040立方メートルが平成9年には4万9,000立方という……。平成8年に7万3,000、平成9年は住宅着工件数の減ということで若干数値が下がっておりますが、急増傾向にあるということが言えるだろうと思います。輸入については、ほぼ構造用に使用されるものという状況でございます。こういうふうな需給動向にございます。

再び、背景に戻ります。合板のJAS規格については、針葉樹合板への対応と仕様規定の緩和が要望されておるということでございます。平成9年度に策定されました「新たな規制緩和推進3か年計画」の中においても、構造用合板のJAS規格については、強度性能等を重視する等の観点から、平成11年度早期に見直しすることが求められてございます。

それから、構造用の単板積層材についても、国内からは国産材使用促進のため、いわゆるスギ対策でございますが、これに対する基準をつくってほしい、国外からはJASの規格の中に定められております仕様の部分について見直しを行ってほしいという要望が出されているところでございます。

次に、構造用合板の改正案について御説明します。まず概要を御説明いたしまして、次に新旧対照により御説明することにしたいと思います。

構造用合板は、今まで申し上げましたように、従来、熱帯産のラワンを中心につくられておったわけでございます。これについて、1級合板に対して針葉樹について性能により対応できるようにするということでございます。

内容につきましては、1級に曲げ強さ、曲げヤング係数など、性能をそのまま表示できるような仕組みを工夫するということ。それから、針葉樹を使います関係で、板面の品質が針葉樹と広葉樹を使った場合に違いますので、板面の基準を針葉樹に合ったものに改める。それに伴いまして、試験方法を若干変更するということでございます。

2点目といたしまして、住宅建築において壁をつくる場合、直接壁に合板を張りつける工法が一般的になってまいりました。そのような使い方をした場合、正しく強度が評価できるように、面内せん断試験という新たな試験方法を追加するということでございます。この場合に、圧縮試験については必要ないということになりますので、圧縮試験については廃止するということでございます。

それから、板面の品質の等級について、1級合板、2級合板ということで現在表示の方法が違うわけですけれども、同じ構造用の目的に使われるということで、表示の簡素化ということから、1級と2級については共通の表示方法にする。

3点目といたしまして、D-Dクラスの合板ですが、いわゆる表面の品質について、ABCDと四つの品質のクラスがございます。Dというのは最下級のクラスでございます。現在、D-Dというものは規格の中にございませんが、最下級の表D、裏Dという組み合わせの合板であっても、強度試験に合った場合にはJAS規格に適合するものということで、資源の有効活用を図っていくというような緩和を内容しております。

4点目といたしまして、単板の構成基準についてであります。1級の場合には、括弧にございますように、厚さ12mmの1級構造用合板をつくる場合には、表面から順に1.5mm、3.0mm、3.0mm、3.0mm、裏面に1.5mmの単板をこの順序で積層するということになっているわけでございますが、今回の改正で厚さ1.5mm以上5.5mm以下の単板を3層以上積層するということとして、その中の組み合わせは自由で、結果的に合板の使用目的に合った基準をクリアすれば規格に適合するということとするということでございます。

それから、標準寸法及び寸法の許容値についても1級、2級の統合をすることとしています。それから、1級と2級の間で、1級は強度まで測定するわけでございますが、2級については曲げヤング係数、いわゆる木材のたわみやすさの基準、たわみやすさ、たわみにくさの基準しかございませんので、これから強度性能を推定できるような係数の表示を工夫するということを内容しております。

このほか、試験方法について(8)(9)と、若干の修正をしております。

また、規格の書き方について、今回、全体的に整理し直しておりますが、JASの場合、適合基準がいろんなところに散らばっておるわけなんですけれども、国際規格のつくり方等を参考にいたしますと、要求事項はすべて規格の中に書くということになっておりますので、それにならい、今回のJASの見直しにおいてもそういう方法を工夫したことでございます。

以下資料1に沿って御説明いたします。

(資料1について原案説明)

○議長 引き続き、構造用合板の専門委員会における討議概要について、座長を務められた神谷専門委員から御報告を願います。

○専門委員 構造用合板等専門委員会を平成10年12月2日にもちまして、長時間にわたり熱心な討議をしました。その結果、ここに報告されております改正案をつくったことを報告します。

○議長 それでは、いかがでしょうか、御審議を……。特に針葉樹に対応するために従来とは大分変っているようでございますけれども、いかがでしょうか。

○委員 構成と寸法については1級と2級と合わせるということでした。強さは違うということですが、今まで必要とされていた1級と2級の区別は、今後は不要になるということでしょうか。支障はないと考えていいんでしょうか。

○事務局 1級の基準そのものは大きく変りませんが、1級の中で、これから建築基準が性能規定化されていくとかいう中で、構造計算をきめ細かにやっていかなければならないということで、1級についてはより決め細かな強度性能が表示され、あるいは保証されるということに、今回の改正は目的としていると考えております。

○議長 神谷さん、何かコメントございますか。

○専門委員 そのとおりでございます。

○委員 針葉樹の表面材、外側のものが割れたりしているのをときどき見かけるような気がするんですけど、構造用合板の場合は、そういうことが起きないようにつくれるんでしょうか。それとも、木の種類が違うということがあるんでしょうか。接着がちゃんとしていれば、表面が割れていても問題ないという……

○委員 使用上はそんなに……

○議長 用途ですね。

○専門委員 どこに使われるかということですけれども、一番多く使われるのが壁、屋根、床の構造用の下地材料ですね。これにつきましては、表面に割れがあっても、ほとんど強度には関係ないということを実験的にも証明しています。

○議長 私から、気になったところがありますので質問させてもらいます。

ヤング率と強度の表示で、1級は両方を、2級についてはヤング率をと、それから計算ができるようにしておくという御趣旨のようですが、最終的な表示ですけども、曲げ強さと曲げヤング係数の記号E、Fは、Eがヤング率、Fが強さでいいんですか。

○専門委員 Eがヤング率です。

○議長 例えば4ページは、文章の下から、「曲げ強さと曲げヤング係数の記号EとFで」と、これは逆さまじゃないか。曲げヤング係数が前に来なくてはいけない。それでいいですね。

○事務局 そういう理解になります。

○議長 ヤング係数がEで、強度がFだと。どこかもそれでひっくり変っていたように思いました。

それから、3ページの表の中が、まず強さがきちゃっていますね、1級のところ。もしヤング率をこうするんだつたならば、1級のところもヤング係数が前に来ても……。何か不都合がありましょうか。

○事務局 不都合は特にございません。

○議長 これは、ほかの集成材だとかLVL、後で御審議いただくやつと同じような表示に……。E、Fというのはこの順番で大体なるんですね。

○事務局 そうでございます。

○議長 今までより非常に読みやすくなったという印象は持ちます。今までのは、わかる人はわかるんですけども、理解が困難な規格だったように私は感じおりました。

○委員 随分楽になったような気がします。

私は余り合板はわからないので素人みたいな質問で、材料のところ、6ページで、「表板と裏板、心材及びそえ心板の材料は、エンゲルマンスブルースと同等以上」と書いてありますね。スギ材の話がさっき出てましたけど、これはスギとどうなんですか。私もわからないので、スギと同等なんですか。

○専門委員 これが答えられるのは委員長でございます。(笑声)

○委員 スギを使うという話が出ていたので、スギと一緒にいいけど、そうでないと、また後で問題になることがあるのかという気がしたので……。

○議長 同等以上と書いてあるのがいいだろうかということですね。

○委員 スギが同等以上であればいいんだけど、そうでないと、またスギのときに何か出るんじゃないかなという気がしていて……。

○議長 何をもって同等以上の強度と言うのかというところがあるわけですね。合板としての単板の強度試験をやるわけじゃないですよね、これは。

○委員 そうなんですね。

○議長 位置づけとしては、エンゲルマンスブルースは、確かにスギと普通の製材の場合には同じ位置づけになっております。

○委員 なっている……

○議長 なっております。

○委員 それじゃ結構です。

○議長 だけど、何でエンゲルマンスブルースだと言われると、前々があるからということだろうと思います。

○委員 ここへ持ってきてるので、恐らくスギを使うことが今後、内地のあれにとっては大変なことだろうと思うので、どうだろうかなという気がしたので、ちょっと……。

○議長 確かに何でエンゲルマンスブルースだということを含めて、何となくスギが入ったという文章がきているだけに、気になるといえば気になる。

○事務局 エンゲルマンスブルースというのは、合板をつくられている針葉樹の中で一番強度等級の下のクラスだということで、それ以上であればいいと、要するに最下線を引いたものと考えられます。

○委員 いろんなスギが入るんでしょうか。

○議長 スギですか。どうなんでしょうか、合板についているスギの位置づけというのは。

○委員 全国的に……

○議長 見通しとしては。

○専門委員 実際には製造されていますが、非常にづくりにくいというのが実態のようですね。というのは、年輪を構成しておりますね、いわゆる早材と晩材部の強さの差が非常に大きいんですね。そうしますと、単板をむくときに、刃物に衝撃的に力がかかるらしいんですよ。それで少しむきづらいということは言われていますが、製造はされていますので、そういう需要が出てくれば、製造されると思います。

○委員 21ページで、防虫処理の抜き取りはやめるということになっていますね。略してあるだけですか。現行の防虫処理試験、同じということですか。

○事務局 記載が省略しておるだけで、現行どおりということです。

○委員 関連して、合板の安全性といいますか、消費者が問題にするような問題についての表示はどういうふう

に取り扱っているのでしたか。

○事務局 安全性と申しますと……

○委員 ホルムアルデヒドとか。

○事務局 今回の改正の中には入れてございませんが、現在、ホルムアルデヒドについては、合板だけじゃなくて集成材だとかLVLだとかOSBだとか、いろんなものに使われておるものですから、そういう材料と室内の空気汚染の問題について、いろいろと研究者の方々に研究していただいております。

それが間もなく取りまとまるということでございますので、その検討結果を踏まえましてもう一度ホルムアルデヒドの基準については見直しを図っていきたいと考えております。

○委員 防虫剤はどうですか。

○事務局 今現在、特にこれに使用される防虫剤については検討しておりません。

○議長 今の御指摘は、構造用合板として防虫というものがどういう位置づけにあるかということにも直接関係するんでしょうけども、構造用合板ということを考えたならば、少々の防虫程度で、余りその必要性も認めないとところがあるんでしょうか。

基本的には大体守られているだろうし、特に防虫の問題は、今御指摘のラワンの問題だろうと思うんですね。針葉樹の場合には、ほとんど防虫の問題はありませんので。防虫といったら、ヒラタキクイムシのことですよね。○委員 消費者は、家の構造の木材については特に、さっき申しました安全性以外で今まで関心を持ったことがなかったんですけど、防虫剤については防虫してある材木を使ってあるかどうかという点でも問題ですし、表示が必要ですし、ホルムアルデヒドと同レベルかわかりませんけれども、消費者の関心事の一つですので、必要、不必要も含めて、どういうふうに表示したらいいかということが必要なのではないかと思います。

○事務局 現在JASの中でもそういう処理をしたものについては表示されるようになっておりますし、今後化学物質についてもいろんな検討をしていきたいと思っております。

○議長 基本的には、いろんなものが出てきたときに、差し当り、当面オプション的な扱いでやっていくという感じになるんでしょうか。そういうことなんでしょうかね。

含水率の表示がどこかにありましたね。14%というのがポツッと出てきているようですが、今回のやつで。

○専門委員 含水率は3ページに14%以下であることというのが入っております。

○議長 これは何か特別な理由があったんですか。

○専門委員 従来どおりなんですけれども、含水率試験に合格することと書いてあって……

○議長 表へ出てきたということですか。

○事務局 試験方法の一番後ろに書いてあったものを、規格の要求事項の基準ということで書いたということでございます。

○委員 板面の品質のところで、品質の等級DーDの基準を追加するといいますね。よくわからないんですけど、表も裏もDということは、表裏がないことと同じと理解していいんですか。

○議長 そう解釈していいんですね。構造用合板のDーDが使われるというのは、中に入ってしまうだろうから、恐らく見えない部分の下地で使うと。特に、先ほど神谷専門委員から御指摘がありましたが、壁の耐力、水平力に対して抵抗するというところに使われて、表面には出てこないと。

○委員 強度があればいいということですか。

○議長 強度があれば、釘の保持力があればいいだろうという説明のようですね。

○委員 そうすると、板面の品質を細かくこういうふうに……、今度は統合して、簡単になったのかもしれませんけど、余り分けていく意味はだんだんなくなるんじゃないですかね。

○議長 どうでしょうか。

○事務局 クロスだとか何かを張ったりする場合は、表面が平滑でないと、でこぼこが出るだとかいうことがありますので、そういう目的のところには平滑なものが必要になってまいりますし、どうもいいようなところは、安い下地用のものを使うという選択が合理的ではないかと考えています。

○議長 今回つけ加えた面内せん断という言葉ですけれども、この試験は一般的には面内せん断と言われていると解釈していいんでしょうか。せん断試験には間違いないんだけど、ほかに言いようがないんですかね。壁の試験も面内せん断と言いますよね。

○専門委員 別のせん断がございますよね。接着層のせん断がございますし、厚さ方向にせん断するのもありますので……

○議長 ローリングシアというものがありますね。

○専門委員 これが一番わかりやすいネーミングかなと思います。

○議長 皆さんのが混乱を起こさなければ、これが一般的になって、これから、これを合板では面内せん断だといふんだったらば、むしろこここのところではつきりさせておけば一番いいことなんで……。

よろしくございましょうか。

○委員 合板の形状からいくと……。

○専門委員 それは何となく説明しにくいですね。

○委員 業界の中ではいいかもしないけれども、普通の人に説明するときはしにくいような気もしますがね。普通の人というとおかしいけども。

○議長 普通、英語の規格では何と言っていますか。

○専門委員 パネルシアとプレートシアがございますね、この場合はパネルシアでしたでしょうか。プレートシアというのは曲げ方式ですね、再カット曲げ……。パネルシアですね、多分。

○議長 私も気になっているのは、英語に直すときに……。どっちみち、これは英語に直さなくちゃいけないでしょう。だから、向こうのやつに合わすときに、その辺を言葉として整理しておかないと、せん断試験というのはたく

さんあるから、いろんなせん断試験があつて……。言葉だけの問題ですので、訳がぎくしゃくしないようにしないといかんかなという感じがいたします。それは検討いただいて、英語に直すことや、国際規格のことを考えると非常に気になりますので。

○委員 厚みが24mmまでですか。最近、床に……

○議長 もっと厚くなつたらどうなるんだろうかという御指摘です。

○委員 最近、根太を飛ばす工法がはやついて、28ぐらい使つたりすることがありますよね。

○議長 28、30……

○委員 LVLなんかでやつてやつは結構厚くつくつて……。

○事務局 寸法的には標準寸法ですからこれ以外の寸法でも可能です。

○議長 これが流れているという位置づけですから、ないということではないということなんでしょうから。

○事務局 適合基準の数値などにつきましても比例計算で出すということになっておりますので、その辺は特に支障はないかと思います。

それから、○○委員の先ほどの意見なんですけれども、面内せん断については、この試験で合格しなきゃならないという基準だけでございまして、この数値を一般の方に知らせるものではありません。

○委員 いろいろ説明するようなことはないわけですね。

○事務局 ほとんどないかと思います。

○議長 そうしますと、いろいろ御意見ちようだいいたしましたが、大筋としては原案で了承いただけるような雰囲気を受け取っておりますが、よろしゅうございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長 構造用合板の件につきましては、原案の一部字句等を訂正いただくことだろうと思いますので、了承いただいたものとして扱わせていただきたいと思います。

(8)普通合板の日本農林規格の改正について

(9)コンクリート型枠用合板の日本農林規格の改正について

○議長 次に普通合板でありますが、普通合板とコンクリート型枠用合板につきましては改正内容が少ないという御指摘をいただいておりますので、この両方を含めまして、日本農林規格の改正案について、原案について事務局より御説明いただきたい。

したがいまして、これでいきますと、(2)(3)を御一緒に御説明いただくということでございます。

○事務局 資料2と3でございます。それから、概要は、「改正について」の項目2及び3でございます。

普通合板は5点ほど改正がございます。針葉樹を非構造用の合板、いわゆる普通合板を規定するということ。接着力試験についての試験の迅速化を図るための試験方法の改正を内容とすること。厚さの測定方法を改正すること。それから、標準寸法の整理と規格の書き方でございます。

型枠合板については、普通合板の項目の2と同じく、試験の迅速化を図るための試験方法の改正ということでございます。

資料2に基づいて御説明いたします。適用の範囲、定義は、構造用合板で御説明いたしましたとおり、国際規格等の書き方に改めるということでございます。

第3条の前に、表板に国内産樹種の単板を用いた普通合板の規格というものがございます。国内産の樹種を使う場合でありましても、広葉樹であれば、従来からのカバ、ブナ、センなど合板がございます。それから、近年、針葉樹の合板を挽くというようなことで、国産のスギあるいはカラマツ等を材料とした合板が出回り始めてきているということがございます。

針葉樹については、今まで国内産の樹種で規定してきたものと性格が違うということでございまして、従来からの規定では国内産の針葉樹は対応できませんので、これを広葉樹単板を用いた普通合板の規格ということで、中身は変りませんが、広葉樹という文言を追加するということでございます。

(資料2、3について原案説明)

それから、第4条でございます。表板に国内産樹種以外の単板を用いた普通合板の規格とあります。国内樹種以外の単板を使用しても、一つのものとして熱帯産のラワンを原料とするもの、二つ目としてラジアタパインだとか、スプルースとか、マツ、こういうものを原材料とする針葉樹の組みと二組みございます。したがいましてラワンを主に対象としている従来の規定は、ここも広葉樹という文言を追加して規定してございます。規定において特に技術的な内容は変更ございません。

第5条の前に、新たに表板に針葉樹単板を用いた普通合板の規格ということで規定を設けますが、針葉樹単板は、国産、外国産共通で考えることができますので、ここは区分けしてございません。「針葉樹単板を用いた」ということで規定しております。接着の程度につきましては、ほかの規格にございます1類、2類、3類の試験を行い、適合基準は同じ条件のものを規定しております。20ページ、21ページも一緒でございます。

21ページからでございますが、板面の品質の基準。針葉樹の単板の場合には、いわゆる単板abcdという四つの等級がございまして、単板の基準は構造用だと型枠用だと、ほかの規格と共通の板面品質の基準を準用する。それから、単板品質のこのabcdの区分というものは、おおむね北米、ニュージーランドあるいはヨーロッパの基準と同様の規定ぶりになっております。25ページまでが表面単板の品質でございます。

25ページに標準寸法がございます。普通合板の標準寸法を国内産樹種だと国内産樹種以外だと規定しておりますが、現在流通しております普通合板の標準的な寸法について実態的なものを標準寸法として、共通のものとして整理したということでございます。

27ページ以降、最後までございますが、これは現在の規格と技術的内容の変更は伴っておりません。

それから、資料3のコンクリート型枠用合板については、ほかの接着性能の試験方法と合わせるということから、試験方法の試験片の作成の部分が一部削除されております。

以上でございます。

○議長 引き続き、この二つの規格の専門委員会の討議概要について、神谷専門委員から御報告を願います。

○専門委員 専門委員会は、先ほど報告しました構造用合板と一緒に審議するということで、先ほど申しましたように、平成10年12月2日に専門委員会を持ちまして、内容について審議して、若干の修正をして、ここにあります改正案のとおり承認されました。そのことを報告いたします。

○議長 御審議のほど、よろしく……。

基本的には、これを見ますと、少々の追加と、特に針葉樹ですね、対象とする品質の基準が追加になっているということ。それから、試験方法だとかそういうものの書いてある位置が大分変わったということで、内容的には、基本的には変わっていないということのようです。

○委員 これは先ほどの構造用合板とは違って、薬剤の使用について随分細かい規定があるわけすけれども、先ほど御返事の中にありました別途審査する、考えるということはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。

○事務局 基本的に、構造用も普通合板も保存処理あるいはホルムアルデヒドの基準は共通でございます。したがいまして、このような化学物質については、普通合板、構造用合板、型枠用合板などの合板類、あるいはLVLなど、ほかの材料とあわせて、今後検討していくということでございます。

○委員 もう一つ、針葉樹を使った合板は価格的には差があるんでしょうか。特に針葉樹を使ったかどうかという表示はしないんでしょうか。

○事務局 価格的には、手元に資料がございませんので、よくわからないんですが、それほど大きく変るものではないんじゃないかなと思います。

○委員 そうすると、性能が同じだったら表示は必要ないということですか。

○事務局 それから、針葉樹合板、広葉樹合板については、先ほど見ていただいたわけなんですけれども、見た目でわかるということで、あえて表示というところまでは必要ないんじゃないか、普通合板と表示されればいいのではないかと。見た目は全く違うわけでございまして、一般の方々でも日曜大工のお店に行っていただいて使用目的に合ったものを直接見て買っていただくということでわかるのではないか。

○議長 今のお話だと、一般の方々は、ひょっとする針葉樹も広葉樹もわからないんではないかということですね。(笑声)

そういうときに、表示としてあるのかという御質問にもかえられるのかもしれないんだけれども、書くんでしようかね。

○専門委員 メーカーによってはつけていると思います。

○委員 書いてあるのが結構ありますね。針葉樹合板と書いてあるのもあります。

○専門委員 あるいは、ラーチとかカラマツとか樹種を書いてあるところもありますね。

○議長 スタンプになると、普通合板となっちゃうんですか。下に針葉樹合板って、それはオプション的に扱うという形に現実にはなっているんでしょうかね。

○委員 そんなに見た目で違っても、性能はほぼ同じなんでしょうか。節がいっぱいあつたら弱いんじゃないかとか、大体使い道は違うだろうという気がします。

○議長 どうでしょうか。これは建築家から見た場合の話もあるでしょうし、普通合板の使われる用途との関係だろうと思うんですね。強度的に云々というよりも、どちらかというと、化粧的な、見た目でのことをいろいろと意識されているようになっているわけですね。どちらかというと、造作用ということをイメージしているということですね。

○事務局 普通合板は性能的に接着性能だけしか試験いたしません。強度性能が必要な場合には、構造用合板を使っていただけます。これは単に家具の下地であるとか、力のかからない部分の下地に使うだとか、そういうものにお使いいただけます。

○専門委員 現実的に、この規格が要求されている場面がありまして、東京都の校舎をつくるときに、例えば音楽室などに、節がいっぱいいついています国産の針葉樹合板をそのまま壁に張りましたら、やわらかい、きれいな空間ができるわけですね。

ところが、現在の規格だと、JASマークがつけられない状態になっているわけです。そのような針葉樹合板でもきちんと性能表示ができるようにということで、こういう改正がかなり役に立つんじゃないかと思います。

○委員 合板に限らず、節の問題は余り規定しないで、かえって好みの方向で見るような傾向を持ってきていると思います。

○委員 一般消費者が購入するとき、工務店というか、日曜大工のあれを売っているところで、相談して買っているという状態だから余り問題ないんですけど、私ども食品なんかの関係を見ていると、消費者は原産地とか何かということを知りたいというのがあるので、一般に販売されるようなものについてはだんだんそういうことが、規格で義務づけるのがいいのか、自主的なのがいいのかわかりませんけども、必要になってくるんだろうと思いますね。

針葉樹、広葉樹といったてたくさんあるわけですね、はっきり言えば。だから、どこの国のスプルースなのか何なのかいろいろなこと、だんだん知識が出てくるとみんなそういうことを気にする。自分のうちでちょっと使うのに、そういうふうなことを一々聞いて買っているんでしょうけど、見てわかるようにしてくれという話はやっぱり出てくるんでしょうね。

○事務局 現在のところ、業者取引が主体でございます。

○委員 どっかかというと、木材関係の規格は業者取引が中心だから……

○事務局 将来的には課題であろうと考えております。

○委員 これから、消費者はだんだんうるさくなってくるだろうという気がします。(笑声)

○議長 今の中で、いわゆる熱帯産の広葉樹について、環境保全の問題なんかで避けたいだとか、そういうことが出てくると表示の問題が、「してください」というのが一方では出るだらうと思うんですけど、一方では、それを書くことによって、今度は国際問題がいろいろ出てきますね。

熱帯産の材であるけれども、これはサスティナブルな経営をしているものだという指摘もあるでしょうし、そういう点ではなかなか難しい現実の問題としてはあるかもしれないですね、この表示については。

だから、JASの世界でそれをやるといろいろぎくしゃくすることがあるんだろうけど、実際にユーザーへのいろんな情報の内容としてやるというのは、ある程度業者の方々にお任せするという姿勢だというふうに思っていいんでしょうか。

○委員 現実的には、日曜大工センターなんかで見ていると、針葉樹の合板でも、ベイマツだとか、そういうふうに書いてあります。ラワン合板とか。ラワンがラワン材とか、そういうことはどうかわかりませんが、一応は書いてあるみたいです。

○委員 日曜大工じゃなくて、うちの構造材としてどうかということに関心を持つだらうと思ったんです。確かに、おっしゃるように、書けばメリットもあればデメリットもあるわけで、それは営業の自由ですから適当になさるとして、さつき一般的な考え方として価格がどう違うのかということぐらいは表示と関係するのじゃないかなと思ったんです。

特に、今回のJASの改正で、どうしても針葉樹合板と書いてほしいというわけではありませんから結構です。

○議長 特にこここのところ、針葉樹合板について普通合板という名前と、構造用合板というふうに明確に分けたというところが今回の一つの大きな改正点だらうと思います。前からあったんだけども、より明確にして、普通合板の中には接着力だけをともかく取り込んだということで、実際に力が加わるようなところに普通合板というのは基本的にはそんなに使うわけではない。これは我々が見えるところ、そういうときに支障のない製品としての位置づけを普通合板では明確にしたと。しかも、特にそういう場合に考えられるのがホルムアルデヒドの問題だとか、そういうものについては明確に試験方法までここに組み込んだと、こういう御趣旨のように受けます。

そういう点では、わりかしはっきりしたという感じはいたしますけれども、今言われたように、針葉樹と同じ、普通合板の中で二つ見たときに、強さはどうだということになると、それについてはこここのところではあえて言っていないということですね。強さを議論しなくちゃいかんときは、構造用合板の方で判断してくださいということだらうと思うんです。

実は、これは長年の懸案のところもあるんですね。構造用合板と普通合板とが一緒くたんにいたというところがいろんな面では問題を起こしてきたということでもあるし、ないから、しょうがないから、普通合板でいくかということがあつたので、そういう点では極めて明確に分けられたということだらうと思うんです、内容的にそう変っているわけではないんだけれども。

○委員 ここの基準と違うんですけど、○○委員の質問と少し関係して……。

先般、富山県で工務店の人たちに地場産材を使った在来工法の設計を共同でやってもらって、それを建売りにして、軸組みが終わって、かわらがふき終わった段階で、土日に一般の方に呼びかけて現地見学をやつたんですよ。

そうしたら、スギ材なんですけれども、これは県産材だと、スギってこんな感じなのとかっていうのが出てくるんですね。新聞記事なんかでも、スギ材について触れているんですよ、そういうような段階でね。

地場産材を使って、環境にいい工法になってきている、工務店がそういうのを開発しているとか、そういうような記事になっているんです。合板もラワンじゃなくて針葉樹合板を使って、売りにしているんですね、工務店としては。こういうふうに見えて節もあるんだけど、針葉樹合板で南洋材を使つていいんだということを積極的に言って、見に来たユーザーたちとの対話になつていてるんですね。

そういう場面が今後出てくると思いますし、青山委員おっしゃつたように、こういう興味を樹種について持つてくるようになるだらうという気がしますね。

○議長 表示について、どこかにあるんでしょうか、今の話に……。

○事務局 規格では、普通合板の表示については、普通合板と表示して寸法を書くことになっています。

○議長 そういう形になりますか。そうすると、それ以上のことは製造業者が商品としての位置づけとして明確にしてくださいという姿勢のようです。

○委員 だから、日本の木材関係事業者と消費者とは離れすぎていて、もっと消費者に密着した方がいいんじゃないかという気がします。でも、ともかく、その表示の件は結構です。

○委員 ホルムアルデヒドの放散量について、表示をしてあるものに限るという言い方になっているでしょう。あれは表示の義務がない訳ですか。

○事務局 今のJASの規格の中では、必ず表示することにはなつております。

○委員 いないんだね。

それから、衛生関係でも表示義務はないわけ。ホルムアルデヒド家具とか、こういう板に使つた場合に表示しろという義務はないわけ。

○事務局 その義務もございません。

○委員 そうすると、自主的に表示をする場合には、こう書きなさいと。それを今回、F1とかF2とか分けたということか。

○事務局 それは従来から変わっておりません。

○委員 従来もそうだった。対照表では分けたようになっているけど、それは従来からあるやつですね。合格するものとなつていて、別途書いておつたものを載せたということだね。表示の義務化がそこにはないんだね、今。

- 議長 確かに、表示が規格の……
○委員 防虫処理も同じね。
○事務局 防虫処理は防虫処理やった場合には表示……
○議長 した場合にはやるということですね。
○委員 防虫の方は、した場合は必ず表示しなくちゃいけない。
○事務局 防虫は合板にさらに特殊な加工を施すということになりますので、その加工を施した場合に、その旨を表示する。ホルムアルデヒドは通常合板をつくる接着剤の中に原材料として含まれておりますので、おのずとすべて出てくるわけでございますが、これが「少ないものですよ」ということを表示したい製造業者は、基準に合格したものについてF1とかF2とかいう方法で表示をしてよろしいですよという規格に現在のところはなっております。
○議長 現実の問題としては、書かないとぐあいが悪いという実状になってきたんじゃないでしょうか。
○委員 なっていますね、それは。
○委員 今度、制度改正で食品の表示基準が大分厳しくなるようだから、合板の方もだんだんそういう話になってくるんじゃないかなと思います。
○議長 そうしますと、諮問事項についていかがでしょうか。コンクリート型枠用合板については、余り議論にならなかつたんですが、何かありますか。
これは試験方法ですね。試験方法が一つ加わったということですね、迅速化をするために。これは、どちらかと
いうと、国際的にやりやすくなつたと考えてもいいんですか。そうでもないんですか。
○事務局 検査する人が検査しやすくなります。
○議長 しやすくなつたというくらいの位置づけなんですか。
○事務局 一々表面単板の厚さを図って、この場合にはどういう試験片にしなきゃならないとかいうような選択があつたわけなんですけれども、言ってみれば、それが余り有意差がないということでございまして、1.6mmという基準にかかわらず、とりあえず、a試験というものをやるということでいいということです。
○議長 大分早くなると、そんなようなことでしょうか。
そうしますと、この二つの規格についていかがでしょうか。原案どおりで御了承いただけるということでおろしゆうございましょうか。
〔「異議なし」の声あり〕
○議長 どうもありがとうございました。

(10)構造用単板積層材の日本農林規格の改正について

- 議長 4番目でございますが、構造用単板積層材の日本農林規格の改正についての原案について、事務局より説明をお願いいたします。
○事務局 まず、構造用単板積層材はなじみがないかと思いますので、単板積層材ということを御説明いたします。
ただ今、御審議いただいた合板は、単板を1枚1枚重ねるときに90度の方向で重ね合わせて、縦方向と横方向の強度差が余り出ないように組み合わされた材料でございます。一方、構造単板積層材は板の纖維方向が平行になるように積層接着し、長さ方向の強さを出すことを特に目的としてつくられた積層材でございます。これが単板積層材。そのうち構造用に使われるものを構造用単板積層材としております。
改正について、資料4でございます。構造用の単板積層材については3点ほど改正がございます。
第1点でございますが、国産の主要樹種でございますスギに対応するため。スギはわりとやわらかい木でございまして、非常にたわみやすいということがあります。スギの利用の高度化を今後図つていかなきゃならないということでございまして、スギに対応する基準値を新たに設けます。
こういうやわらかい材料でも、断面積を大きくすればそれなりの強度が担保できるわけでございますので、スギに対応する基準値を追加するということで、ヤング率の60というクラスと70というクラス、こういうものを追加するということでございます。
第2点といたしまして、構造用の横架材として競合材料として集成材が使用されるわけでございますが、構造用の集成材の規格と構造用のLVLの規格で強度基準に現在若干そごがございまして、構造用LVLについても集成材と同じような強度基準のクラスを設ける必要が出てきたということで、90と110という強度等級クラスを加えるということでございます。
3点目といたしまして、隣合った単板同士の接着面が離れていないきゃならないということでJASの規格の中に規定があるわけなんですけれども、見ていただいているのはフィンガージョイントで隣合わせの単板どうしの接着層が同じところにあるということでJASに適合しません。こういうものについて最近、商品が出てきておりますが、こういうものであっても試験に合格すれば、JASが適用されるようにするという、そういう内容になっております。
したがいまして、新旧で申し上げますと、2ページ目でございますが、隣接する単板の長さ方向の接着部の間隔ということで、30倍以上離れていないきゃならないということで規定がございますが、実大曲げ強度試験または実証試験を伴うシミュレーション計算などで強度性能が確認された場合、適合するとみなすというみなし規定を設ける。
それから、同一横断面における接着部の間隔でございますが、これについても同じところにあるのは6層以上だとか4層以上だとか2層以上離れないなどっておるわけですが、同じく実大試験等によって性能が確保されたものについては適合したものとみなすというみなし規定を入れるということでございます。

それから、曲げヤング係数の区分とございます。60、70を追加というのが、これはスギ対応でございます。現在、20刻みでLVLの強度基準が決めてあるわけなんですが、構造用集成材が10刻みで規定しております関係で、90、110を設けております。

この110というのは、ニュージーランド産のラジアタパインなんかがここに相当するわけですが、現在の規格のままいきますと、集成材では強度等級の上の方にいくけれども、LVLだと下の方にいく、ということがござりますが、今回、110ということを設けることによりまして、集成材の場合でも、LVLにおいても同一になるということです。

LVLについては以上でございます。

○議長 これについても神谷専門委員から御報告をお願いいたします。

○専門委員 この件につきましても、先ほどから紹介しております構造用合板等専門委員会で審議しまして、原案を若干修正しまして、その結果、ここに示されている改正案のとおり承認されましたことを報告します。

○議長 御審議のほど、よろしく……。

構造用単板積層材については、大きな建築物と、実際の在来工法の建物等も集成材と並んで設計の自由度と構造的な乾燥材というようなことで、随分期待されていたところでもあります。

もう一つ、今回、1、2にありますように、スギですね、60Eと70Eが入ってきたということです。スギは今まで脇に追いやられていたやつですが、ここで入ったということが一つですね。

もう一つは、とかく集成材と比較して使われることが多いということで、120以下は10刻みにしたと。これで、価格の競争を含めて、性能の競争を含めてやるという土台に乗っかるようになったということのようになります。

いかがでしょうか。

○委員 これはフィンガージョイントというんでしたっけ、こういうのはJASの対象外だという話でしたけれども、もしこういうものが外国製品として特にふえるようだったら、あらかじめ考えておく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

こういう形で入ってくるものは、そんなに多くないわけですか。

○事務局 今、先行的に幾つかの企業でやられておるわけですけれども、将来的には一般化する可能性もあります。一般化した時点で規格の中に取り込んでいくということを考えていきたいと考えております。

実証試験ではやるわけなんですけれども、規格の中で、フィンガージョイントした場合だとどういうようなものを明示的に書くということを将来的には考えていきたい。とりあえず、今回の改正の中で実証試験やればいいということになりますので、それで救えるということです。

○議長 要するに、だめだというわけじゃなくて、基本的には実証試験をやってください、その上で確認ができるものについてはいいですと。だけど、フィンガージョイントだと、こういうものでやったものは、かくかくしかじかやんなさいということは、今回は書いていないということですね。

○委員 今まで構造用の材料をつくる工場が少なかったんです。スギの産地で、これからできていくといいですね。

○事務局 スギの産地の先進的な取り組みをやっていらっしゃる工場からは、今回の改正みたいなものをかなり要望されております。

○委員 つまり、JASがかなり普及していくということですか。

○事務局 そういうことになるだろうと思います。

○委員 今はどのくらいなんですか。対象木材などについて審議したもののがJAS取得率といいますか。

○事務局 構造用の集成、LVLについては、建築、ツーバイフォーなんかに使われる場合には、建設省の技術基準の中で書き込んでございますので、どのくらいの率になるのかは把握しておりませんけれども、かなり高い率でJASがふえてくることになると思います。

ただ、今の規格の中では特殊なつくり方がされたものがJASの中で認められていなかつたものですから、なかなかつくれなかった。今回の改正により新しいものがつくれるということになると考えております。

○議長 構造用の単板積層材は、現在日本で使われているやつはほとんどJAS製品だと考えていいんじゃないですか。そうでもないですか。ほかの人がちょっとつくれるようなものではないですね。単板積層材自身が製材なんかとまるで違いますので、かなり設備がしっかりしていないとできないものですので、ほとんどJAS製品だと考えていただいていいんじゃないでしょうか。

構造用ということなんですが、造作用はどうなっているんでしょうか。造作用の単板積層材は、そのままいるということですね。

○委員 基本的には、圧倒的に多いです。

○事務局 造作用も圧倒的に多いんですけど……

○議長 恐らく、その混材が一番心配だと、それぐらいだろうと思うんですけどね。

○委員 参考資料の数字の見方なんだけれども、LVLの生産量というのは、上の表-4というのは国内産ですね。広葉樹、針葉樹。

○事務局 表-4は国内産です。

○委員 ここ6年間、8年はふえているけれども、余りふえてないんですね。

○事務局 LVLの用途ですけれども、造作用と構造用とございますが、現状では造作用が約90%。90%の造作用というのは建具材、フラッシュドアだと扉の心材だと階段の踏み板だと側板、それから間仕切材だと、はばき、窓枠なんかの造作材、カーテンボックスなんか、そういうものの材料として使われているというのが大半でございます。

○委員 住宅建設が低迷すると需要も低迷するんですかね。

今度の規格改正によって、スギのLVLが出てくるだろうというなんだけれども、需要全体が広がらない中でのシェア

の問題なわけですね。

○委員 構造材に使われるようになるから、今までの造作材の範囲じゃないところで新しいシェアが……

○委員 その可能性はありますね。

○議長 わかりました。そこはありがとうございました。

資料の2ページのなお書きの意味がよくわからないんです。要するに、これは試験によって強度が確認されれば、従来のフィンガージョイントの組み方は離れてなくてもいいと。要するに、強度さえよければいいんだという話になっちゃって、そうすると、何でその強度が保たれるのかと、そこがよくわからない。

○委員 異なるところに接合部がある場合、現実にどれぐらい弱いと今までみなしていたんですかね。ほとんど同等ぐらいになるんですか、30倍離れている……。

○専門委員 30倍離すと全く接合がないぐらいのものとして扱ってもいいだろうというのが一番もとにあるわけですね。

○委員 そういう材とフィンガージョイントがある単位でくっついていましたけども、そういうものとの強度の差って、どれぐらいあるものなんですか。

○専門委員 それは製造方法によると思うんですが、考え方としては、強度が下がっても要求性能というか、ここに出てる合格水準さえ満たば、それで十分じゃないかという考えですね。

そのかわり、製造コスト等が上がって価格が下がりますから、その分、消費者に還元できる。何が何でもジョイントされていないものと同じものをつくる必要はないということです。そういう考え方です。

○委員 そうすると、そもそも規格の立て方として、30倍というやつを原則として、なお書きでみなすなんていうことじゃなくて、一定の強度があればいいと言っちゃえば、それでいいことじゃないか。何でこんな複雑なことを言うんだろうと、わからないんですね。

○議長 性能規定に行き切れないということなんでしょうかね。

○事務局 この辺は製造基準として、使う製造業者の方も相当数いらっしゃって、そういうところに対しては製造基準的な規格がまだ必要なのではないかと。

○委員 ひょっとしたら別物で、強さが全く同じだとかいうことじゃないなら、みなすという言い方はおかしいのかなという気もするんですよね。違うものだから、みなすんだという言葉の使い方はそうなんだけれども、今の強度が、片方がはつきりしてなくて、それで同じであるとみなせるのかどうかというのは疑問じゃないかなと私は思っています。

○議長 製造基準で今まで品質を担保しようとしていたのがあったんです。ところが、それがほかのやり方でもいいよというぐあいに言ったんだけど、本当は本筋からいったら、引っ繰り返しなんですね。本当はそうなんだろうと思うんですけどね。

○委員 これだけの強度があればいいよということで割り切っちゃった方が簡単じゃないかという気もしないでもない。別に直せという意味じゃなくて、ちょっと考え方がよくわからないなという。

○議長 そこまで踏み切れないというところなんでしょうかね。だから、本当はなお書き以下がメインになるべき姿なんだろうと思うんです。

○委員 ちょっと疑問だけですけど。

○議長 まさに御指摘のとおり、まさにそこに現状での……

○事務局 完全な性能な規定化だというのは、まさにそこなんです。

○委員 そこででしょうね。

○事務局 着地点はそこ……

○委員 これの方が単一の木材よりも強いんでしょうか、ちゃんとつくってあれば。

○事務局 節だとか欠点の部分が全部除いてありますので、一般的にはエンジニアリングウッドの方が普通の木材よりも強い。

○議長 何よりも強度のばらつきが少なくなると考えていただくのが一番いいと思います。

单板積層材についての原案について、いかがでしょうか。御了承いただけますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 御了承いただいたものとして、单板積層材に関する審議を終わります。

(11) 答申文について

○議長 本日の審議はこの四つで終わりますが、答申文の作成については、会長代理より幾つか細々としたことがございましたが、部会長に御一任いただけますでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長 委員の皆様には大変御熱心に御審議いただきましたが、ありがとうございました。

(12) そ の 他

○議長 次に議題のその他でございます。事務局の方で、JAS法の改正について若干の御説明があるようでございます。

○事務局 冒頭の局長あいさつでも触れましたけれども、JAS法の改正案について、3月9日に閣議決定をされて国会に提出されております。御案内のとおり、JAS法の改正案につきましては、JAS調査会の基本問題委員会で一昨年9月から御検討いただいた内容を踏まえたものでございますので、簡単に、その内容を私の方から御説明させていただきたいと思います。

「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について」というペーパーがございますので、これに沿って御説明させていただきたいと思います。

趣旨は既にJAS調査会の総会におきましても若干説明をさせていただきましたので御案内のことと思思いますけれども、消費者から食品の表示の充実強化を求める声が非常に強まっているということ、また有機の食品・農産物について特に表示が不適切だという部分もあって、これについて適正化を望む声が強まっているということ、さらにJASの規格格付け制度については規制緩和なり民間能力の活用という観点、あるいは国際整合性の確保という観点からの見直しが求められていると、こういったことを背景が検討がなされ、方向づけをしていただいたところでございます。

その改正の内容ですけれども、資料を1枚めくっていただきまして、JAS法改正案のポイントということで3点ございます。一つは食品の表示の充実強化、2点目が有機食品の検査認証制度の創設、3点目がJAS規格制度の見直しということでございます。

1点目の食品の表示の問題ですけれども、現行では表示対象品目、一つずつ品目を指定するという形で行っておりまして、対象品目は現在64品目ございます。ほとんどは加工食品でありまして、一部青果物について9品目指定をして原産地表示をしている。こういうことでございますが、今後、改正案では表示対象品目は一般消費者向けのすべての飲食料品を対象にするということと、その中ですべての生鮮食料品について原産地を表示するということでございます。

これはあくまでも一般消費者向けの食品、製品についての表示ということでございまして、これまで林産物については業者間の取引が中心になるということもあって義務表示の対象にはしておりませんけれども、この点は今後も基本的には扱いは同じであります。一般消費者向けの表示が何らかの形で必要であるということが出てまいりましたら、その段階で林産物というもの、あるいはその中の一部分を政令で指定して表示の対象にすることは可能でございます。

2点目の有機食品の検査認証制度の創設でございます。現在、有機ブームという状況になっておりますけれども、一方で、にせものの有機といいますか、不適切な有機表示が依然見られるということであります。ただ、有機農産物、有機食品については、できたものを見ても、それが有機かどうかわからないことがありますので、どうしても生産の段階を検査しなければいけない。しかも、その信頼性を保つためには第三者が検査をし、認証しなければいけないということで、諸外国でも同様の取り組みがなされているわけですけれども、第三者認証機関が生産者を認定して、認定を受けた生産者が生産したものだけが有機という表示をして流通できると、こういった仕組みを創設するということであります。

3点目がJAS規格制度の見直しであります。きょうも御審議いただいたわけでございますけれども、これまで規格について必要に応じて隨時見直しを行ってきたわけでありますけれども、一方で、一度規格ができるとなかなか見直されないという御批判もございます。また、国際的な整合性をこれまで以上にきちんとしていくなければいけないということでございますので、5年ごとに既存の規格を見直す。その際、改正をするもの、あるいは不要になった規格は廃止するものも含めて見直していく。それから、規格設定等の際に国際規格の動向を考慮するということを法律上、明確化するということでございます。

4点目が格付け、そしてJASマークを貼付する仕組みの点でございます。現在は登録格付け機関が製品の検査をし、格付けをしてJASマークを貼付するという仕組みになっております。食品あるいは一部の林産物の製造段階での品質管理あるいは検査の体制のレベルが上がっておりますので、そういった一定以上の品質管理、検査の体制が整った工場については、その部分について認定を受けて、事業者がみずから格付けをし、マークを貼付するという仕組みを導入していくということでございます。いわゆる自主検査というか、自己を格付けるといった仕組みを導入したいということでございます。これはJAS調査会でも御審議いただきましたシステム認証に対応したものでございます。

5点目は、これまで公益法人等だけが登録格付機関になれるということだったわけですけれども、民間会社あるいは外国の機関にも格付あるいは、上に出てまいります認定の権限を開放していくということでございます。

今後、国会での御審議を経て無事成立すれば、成立後1年内に施行していきたいということで作業を進めたいと思っております。

以上でございます。

○議長 次の資料の扱いは……。

○事務局 報告ということでございます。これは政府の規制緩和推進計画に関することでございます。

規制緩和委員会でございますが、各国の政府だと事業者から、日本の諸制度、基準認証等について規制緩和要望はないかということで要望を取り、それに対しての政府の今後の対応を決めている規制緩和計画があるわけでございます。

機械による曲げ応力等級区分を行う枠組み壁工法構造用製材、いわゆるMSR製材といっておりますが、このMSR製材のJAS規格について、不必要的目視、目で見た基準を削除してほしいという要望が出されているということでございます。

現在の規制緩和推進計画の中で農林水産省として、この規格については、当該製材規格に関する情報提供等を受けて、規格改正の必要性等に結論を得ることとし、必要な場合には改正を行うということで現在、掲上げておりますところでございます。

3月末に再度改定計画が閣議決定されるわけなんですけれども、11年度の規制緩和推進計画を決める上で、これをどのように取り扱うかということが問題になっております。

MSRの規格でございますが、北米型の住宅工法、いわゆるツーバイフォー工法に使われる枠組み材で、強度等級を機械で測定して等級区分を行ったものについて適用される規格です。この規格はもともと日本にはなく、日米林産物合意に基づきまして、北米で規格化されて生産されている製品について日本においても使用さ

れるようJAS化してくれという話がありまして、米国の製材規格だとかカナダの製材規格を参考にしてJAS化したもので。規格の内容は強度の測定方法と評価方法、目視による欠点の基準だとか評価の基準からなっております。

現在、この規格に基づいて製品を製造している業者は米国とカナダの製材業者であって、我が国で当該規格に基づく製品を製造している業者はないような状況にございます。

この規格をめぐる諸情勢でございますが、原典であります米国、カナダの規格について、目視基準削除のような見直し検討は行われていない。ニュージーランドの国家規格においても、目視の要求基準がある。それから、同じ機械等級区分に区分されたものであっても、欠点の存在場所だとかで製品の性能は大きく異なるということ。木材の端の性能は機械で測定するということが非常に困難。実際、ニュージーランドの工場へ調査に行きましても、目視の基準により事前に選別して機械にかけるということが行われているというようなこと。それから、目視を必要としない理由という科学的データは相手側から提供されていないという現状にございます。

こういう状況を踏まえますと、現時点ではMSRのJAS規格については見直す必要性はないと農林水産省としては判断しているということで、一応御報告をいたしたいと思います。

○議長 この御報告を承っておけばいいわけですね。

わかりにくいかもしれませんが、曲げたりするとき、力をここでかけるしかないですね。この端っここのところがよくわからないですね、情報は。それは目で見て判断をしている。どこの規格も目で見て判断するというのがやられている。したがって、確たる理由がなければ、これを取り除くわけにはいかんだろうという御報告のようあります。

きょうの議事は、これですべて終わりますが、○○委員、せっかく来ていただいておりますので……。

○委員 私は専門外だったんですが、おかげさまで、ある程度ポイントを教えていただいたような気がいたします。

全く問題のない進行だったように思っておりますので、ありがとうございました。どうありがとうございました。

会議は終わっていただいて、ちょっと伺いたいことがあるんです。一応、会議は終わらせていただきまして……。

広葉樹が環境問題でもって伐採を控えてきて、針葉樹に変ったということになると、新たな環境問題が出てくる可能性あるんでしょうか。針葉樹の方が再生能力は悪いんじゃないかという気がするんです。

○事務局 一般的に、木材の生産力からいいますと、針葉樹の方が成長力が旺盛ということで、主要な林業樹種は各国ともマツだと、日本ではスギ、ヒノキ、そういうものを主要林業樹種という形で、30年とか50年とかいうサイクルで利用可能になって伐採される。一方、一般に広葉樹につきましては、非常にゆっくり成長して、実際に使われるまで100年とか150年以上の年限がかかるのが普通だというふうになっています。

○委員 針葉樹の方が早いんですか。

○委員 早く育つように改良しているんですね。例えばシベリアのタイガなんかにあるような針葉樹って、100年ぐらいかかるんです。あれをどんどん切って、マンモスの骨が出てきたりするぐらい。だから、あれは再生能力は非常に少ないと思うんですね。

○委員 北洋材はそういう心配がある。国産材は、とにかく切って植林していくれば、循環してうまくいっている。

○議長 基本的には、今回の針葉樹というのが頭にあったのは、人工造林をして再生可能な資源を積極的に使っていこうと、そういう趣旨で入ってきてるというぐあいに考えていただく方がいいのではないかと思います。

これですべての議事を終了させていただきます。ありがとうございました。

○事務局 長時間にわたりまして熱心な御審議、ありがとうございました。

以上をもちまして、農林物資規格調査会農林産部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

(13)閉 会